



「いしかわ森林環境税」の仕組み

個人の場合

納める方：県内に住所等を有する**一定以上の所得のある方**（県民税均等割の納税義務がある方）
納める額：年額**500円**（個人県民税均等割額に500円を上乗せ）

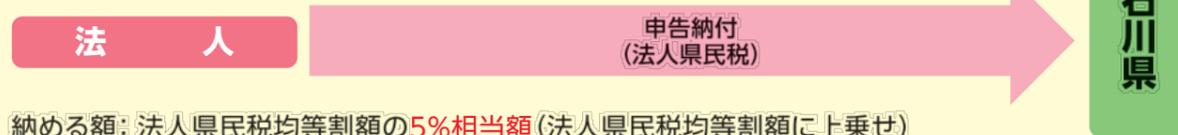


※次の方々は、県民税均等割の非課税措置が適用されます

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - ③前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
- (注) 合計所得金額は、収入から必要経費を差し引いた額、給与所得控除後の額など

法人の場合

納める法人：県内に事務所等を有する法人



納める額：法人県民税均等割額の**5%相当額**（法人県民税均等割額に上乗せ）

資本金等の額の区分	均等割額	5%相当額（いしかわ森林環境税）
50億円超	年額 800,000円	40,000円
10億円超～50億円	年額 540,000円	27,000円
1億円超～10億円	年額 130,000円	6,500円
1千万円超～1億円	年額 50,000円	2,500円
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円

実施時期

20年間【個人:平成19年度分～令和8年度分】

【法人:平成19年4月1日～令和9年3月31日までの間に終了する事業年度分】

※5年ごとに取組み成果などを検証し、活用方法の見直しなどを行っています。

いしかわ森林環境税に関する詳しい内容は、下記までお問い合わせ、ご確認ください

税の使い道など
森づくりに関すること

石川県農林水産部森林管理課
TEL(076)225-1642 FAX(076)225-1645
E-mail: shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

HPIはこちら



いしかわ森林環境税

税の仕組みに関すること

石川県総務部税務課
TEL(076)225-1271 FAX(076)225-1275
E-mail: zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

HPIはこちら



石川県 県税の種類

「いしかわ森林環境税」で

未来へ届ける ふるさとの森



石川県では、県民共有の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成19年度から「いしかわ森林環境税」を導入し、水源のかん養や山地災害の防止など森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備等を行っています。引き続き「いしかわ森林環境税」に対するご理解とご協力をお願いします。





私たちの暮らしを支える森林のはたらき

県土の約7割を占める森林は、再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するだけでなく、土砂災害や洪水を防止し、良質な水を育み、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に貢献するなど、さまざまな機能を持っています。このようなはたらきを森林の公益的機能といい、森林は私たちの暮らしには欠かすことができない存在です。



※石川県の森林がもつ公益的機能をお金に換算すると、年間1兆1,350億円にもなり、県民一人あたりが森林から受ける恩恵は、年間約100万円になると試算されます。



「いしかわ森林環境税」を活用した取組について

第4期対策 (R4~R8)

◎ 野生獣の出没を抑制するための里山林における緩衝帯の整備

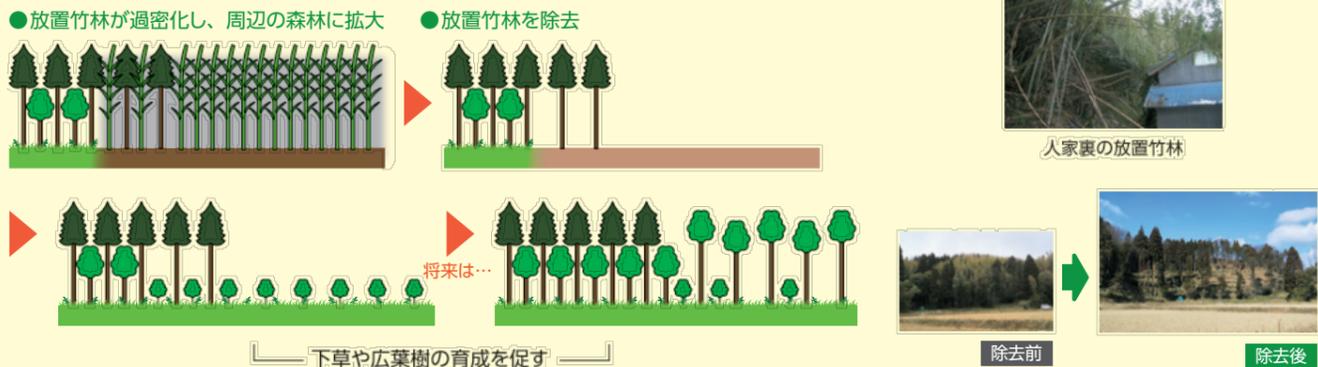
近年、クマやイノシシなどの野生獣の人里への出没が増加し、安全・安心な生活環境への大きな脅威となっています。このため、集落周辺の里山林において、野生獣の隠れ場所となるヤブの刈払いなどを行い、見通しを良くすることで、集落と野生獣の生息域との境界を形成する取組み（緩衝帯の整備）を進めます。



◎ 豪雨による山地災害を防止するための放置竹林の除去

県内の竹林は、タケノコや竹材加工品の資材などの生産のため利用されてきました。しかし、安い輸入タケノコや竹材の代替品の増加などにより、管理されなくなった竹林（放置竹林）が増加し、周辺の森林へ拡大することで、森林のもつ公益的機能が低下し、豪雨による山地災害の発生などにつながるおそれがあります。

このため、集落周辺などの放置竹林を除去し、健全な広葉樹林へ転換する取組みを進めます。



◎ 森林の適切な手入れを進めるための県産材の利用促進対策

県内の人工林（スギなど人の手で植えられた森林）の多くは木材として利用可能な時期を迎えています。木材は「伐る、使う、植える、育てる」のサイクルで再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材を利用することは、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。このため、県産材を使用した住宅や民間施設への支援や、県産材利用の普及啓発などの取組みを進めます。



県産材の利用を促進する取組

いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材を使った住宅等を新築、増改築、購入する方への助成

- 県産材住宅ビルダー（県に登録した事業者）が建築した建物
● 新築の場合、延べ床面積70㎡以上
● 木塀、ウッドデッキは施工面積に助成単価を乗じた金額が5万円以上であること



いしかわの木づくり表彰

県産材利用の模範となるような建築物や県産材使用製品などの表彰制度



県産材を使用した製品や建物などに表示し、県産材の利用をPRしています。

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業

県産材を使用する民間施設について建築費の一部を助成

- 民間事業者が整備する店舗や事業所、ホテル等の非住宅施設

【助成施設の要件】
木造：延べ床面積150㎡以上、県産材使用率50%以上
木質内外装：県産材施工面積30㎡以上

【補助率】
県産材に係る材料費、工事費の1/2
（CLT等の木質新材の材料費は3/4）

Table with 2 columns: 補助上限額 (Subsidy Limit) and 木造 (Wood Construction) details. Includes categories like 延床面積 (Total floor area) and 補助上限額 (Subsidy limit).



※CLT= Cross Laminated Timber
小さな板を繊維方向が直交するように接着した厚みのある木製パネル。壁や床に使用され、鉄筋コンクリートに比べて工期を短縮できるなどの利点があります。

◎ 森林や木材利用に対する理解の増進と県民参加による森づくりの推進

森林や木材利用に対する県民の皆さまの理解の増進と、県民参加の森づくりの推進を図るため、子ども達を対象とした森林環境教育やボランティア団体等が行う森づくり活動への支援、木育に関する出前講座の開催などに取組みます。

